

NSRセミナーのご案内

労務管理対策 ～従業員と会社を守るために～

～働き方改革対策セミナー～

(1) 年5日間の年次有給休暇取得を企業に義務づけへの対応

使用者は、10日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととされます。

(2) 残業時間の罰則つき上限規制(大企業2019年4月、中小企業2020年4月施行)

残業時間は月45時間、年360時間を原則とし、特別条項により年720時間まで延長が可能となります。繁忙期は単月で100時間未満、複数月平均で80時間以下の残業を例外的に認められます。

(3) 産業医・産業保健機能の強化への対策(2019年4月施行)

事業者は、長時間労働者の状況や労働者の業務の状況など産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を提供しなければならないこととなります。管理監督者、みなし労働時間制で働く者も対象となります。

開催日時

平成31年2月7日(木) 14:00～16:30 (受付13:30)

開催場所

NSE貸会議室 堂島ビルヂング1階

〒530-0047 大阪市北区西天満2-6-8

(地下鉄御堂筋線「淀屋橋駅」 京阪中之島線「大江橋駅」より徒歩5分)

参加料

金. 5,000円(資料代込み) ※ただし、顧問先様は無料

(お申し込み後にお振り込みのご案内を致します)

講師

特定社会保険労務士 中島康之

定員

30名(1社1名でお願いします) ※定員に達しましたら受付を終了します。

* お申し込みは下記申し込み欄にご記入の上、お手数ですがFAXにてお申し込み下さい。

お問い合わせは、大阪オフィス Tel 06-6345-3777

お申し込みはこのままFax → 06-6345-3776

日時・講座名	平成31年2月7日(木) 「働き方改革対策セミナー」		
御社名			
御氏名	役職名		お名前
ご住所			
ご連絡先	TEL ()	FAX ()	
	e-mail		

このたびの個人情報は当法人セミナーに関するご連絡及び今後のご案内に限り使用しその他の目的では使用致しません。